

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年9月2日（平成28年（行情）諮問第536号）

答申日：平成29年7月7日（平成29年度（行情）答申第137号）

事件名：統合幕僚監部が保有する行政文書ファイル「大分類（G 防衛）中分類（G4 日米共同）小分類（G45 日米共同作戦計画）」に該当する文書の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「統合幕僚監部が保有する行政文書ファイルのファイル名一覧のうち『大分類（G 防衛）中分類（G4 日米共同）小分類（G45 日米共同作戦計画）』に該当するもの全て。*対象文書は2011.1.31一本本B993と同じ。」（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年3月14日付け防官文第4365号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、以下のとおりである。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「統合幕僚監部が保有する行政文書ファイルのファイル名一覧のうち『大分類（G 防衛）中分類（G4 日米共同）小分類（G45 日米共同作戦計画）』に該当するもの全て。*対象文書は2011.1.31一本本B993と同じ。」の開示を求めるものであり、処分庁は、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定し、その全てが法5条3号に規定する不開示情報に該当するため、法9条2項の規定に基づき、平成28年3月14日付け防官文第4365号により、不開示決定（原処分）を行った。

本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

2 法5条の該当性について

本件対象文書の件名及び具体的な内容等については、緊急事態における我が国及び米国の対応ぶりに関わるものであり、これらを公にすることにより、日米両国の企図の裏をかくことが可能となる等、我が国の安全が害されるおそれがあるとともに、我が国と米国との間の信頼関係を損なうおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分において不開示とした部分についてその取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、本件対象文書の全部が上記2のとおり同条3号に該当することから不開示としたものであり、異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年9月2日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月13日 | 審議 |
| ④ 平成29年5月25日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同年7月5日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「統合幕僚監部が保有する行政文書ファイルのファイル名一覧のうち『大分類（G 防衛）中分類（G4 日米共同）小分類（G45 日米共同作戦計画）』に該当するもの全て」である。

諮問庁は、本件対象文書が法5条3号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

本件対象文書には、日米両国政府が日米防衛協力に関し共同で行った検討作業の内容が記載されている。

本件対象文書については、その名称及び数量を含めて、これを公にすることにより、当該検討作業の経緯や内容等が推察され、悪意を有する相手方をして、日米両国の企図の裏をかいた行動を採ることを可能ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれ及び他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、

法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子